

新温泉町廻船問屋「千原屋道盛邸」整備 基本計画(案)

<中 間>

令和 8 年 9 月

新 温 泉 町

目 次

1	廻船問屋「千原屋道盛邸」整備背景	1
2	廻船問屋「千原屋道盛邸」概要	4
3	廻船問屋「千原屋道盛邸」整備経過	27
4	廻船問屋「千原屋道盛邸」整備活用方針	31
5	廻船問屋「千原屋道盛邸」整備基本計画図面	34

1. 廻船問屋「千原屋道盛邸」整備背景

(1) 上位関係計画における位置

1) 『新温泉町町民憲章』における位置づけ

廻船問屋千原屋道盛邸整備活用計画は、新温泉町が「まちづくりの基本理念」と「町民一人ひとりの自主的行動規範」として、平成24年（2012）12月25日に定めた『新温泉町町民憲章』に基づき作成する。

『新温泉町町民憲章』

私たちのまちは、日本海の形成を物語る壮大な山陰海岸、緑の山河、日本有数の温泉など豊かな自然に恵まれ、自然と共生しながら文化を育んできました。

私たちは、先人たちのたゆまぬ努力に学び、恩愛の精神で絆を深め、夢と温もりのあるまちづくりをめざし、この憲章を定めます。

- 一、多くの人と交流し、一人ひとりが大切にされるまちをつくります。
- 一、支えあいの輪を広げ、笑顔とやすらぎのあるまちをつくります。
- 一、豊かな資源と産業をいかし、人が輝く元気なまちをつくります。
- 一、ふるさとを愛し、地域の宝を守り育てるまちをつくります。
- 一、みんなで参加・行動し、夢がふくらむまちをつくります。

2) 『第2次新温泉町総合計画』における位置づけ

また、前記、町民憲章を踏まえ、『第2次新温泉町総合計画』（平成29年（2017）3月策定、計画期間：平成29年度（2017年度）～令和8年度（2026年度））の「まちづくりの基本理念」に基づき作成する。

『第2次新温泉町総合計画』の「まちづくりの基本理念」

(1) 自立と協働の住民主体のまちづくり

住民と行政がお互いを尊重し、共通の目的を持った参画と協働を進め、住民が主役となって、夢がふくらむ未来のまちへの責任を果たし、次世代を育てるまちづくりを進めます。

(2) 自然と歴史・文化を生かした個性あるまちづくり

「地域の宝」としての自然・歴史・文化を認識し、ふるさとを愛し、それらの持つ力を高め、末永く守り育てることのできるまちづくりを進めます。

(3) 子どもから高齢者まで誰もが安心して暮らせるまちづくり

一人ひとりの人権が大切にされ、子どもや高齢者、障がい者、外国人など、すべての人の助けあいと支えあいにより、「笑顔」があふれ、安らぎを感じるまちづくりを進めます。

(4) 「世代間」、「産業間」、「地域間」、「都市」と連携・交流するまちづくり

世代を超えて地域の一体感を醸成しながら、近隣やより広域的な地域間の連携・交流を進めるとともに、豊かな資源を生かした多彩な産業育成に努め、人が輝く元気なまちづくりを進めます。

『第2次新温泉町総合計画』では、まちづくりの将来像を「海・山・温泉 人が輝く夢と温もりの郷」と掲げ、そのもとに6つのまちづくりの基本方針（政策）を設定している。

このうち「2 ふるさとを愛する次世代を育て見守るまち」では、「郷土の歴史・文化を後世に継承し、それらをより多くの人たちに伝えるため、その保護・保存・活用に努め、特色ある地域文化の振興を図ります。」と示しており、この基本方針に基づき諸寄地区をモデル地区とし、その中心拠点施設として「廻船問屋千原屋道盛邸」の整備活用を図る。

また、新温泉町の教育や農林漁業、商工業、観光、福祉、まちづくりなどは、地域の歴史文化を基盤として成り立っており、その振興・取組の推進にあたっては、歴史文化との連携が不可欠である。同時に歴史文化（文化財）の分野においても、関係機関の取組と連携を図る必要があり、『第2次新温泉町総合計画』に掲げる「まちの将来像」の実現に向けた取組として、「廻船問屋千原屋道盛邸」の整備活用を図る。

3) 新温泉町文化財保存活用地域計画(令和5年12月制定)

新温泉町文化財保存活用地域計画では、新温泉町の文化財の保存・活用の目標を「海・山・温泉 人が輝く 夢と温もりの郷 — ふるさとの歴史文化の魅力を育み、活かして、未来へと“つなぐ” —」とし、その実現化するために、次の3つの基本方針を定めました。

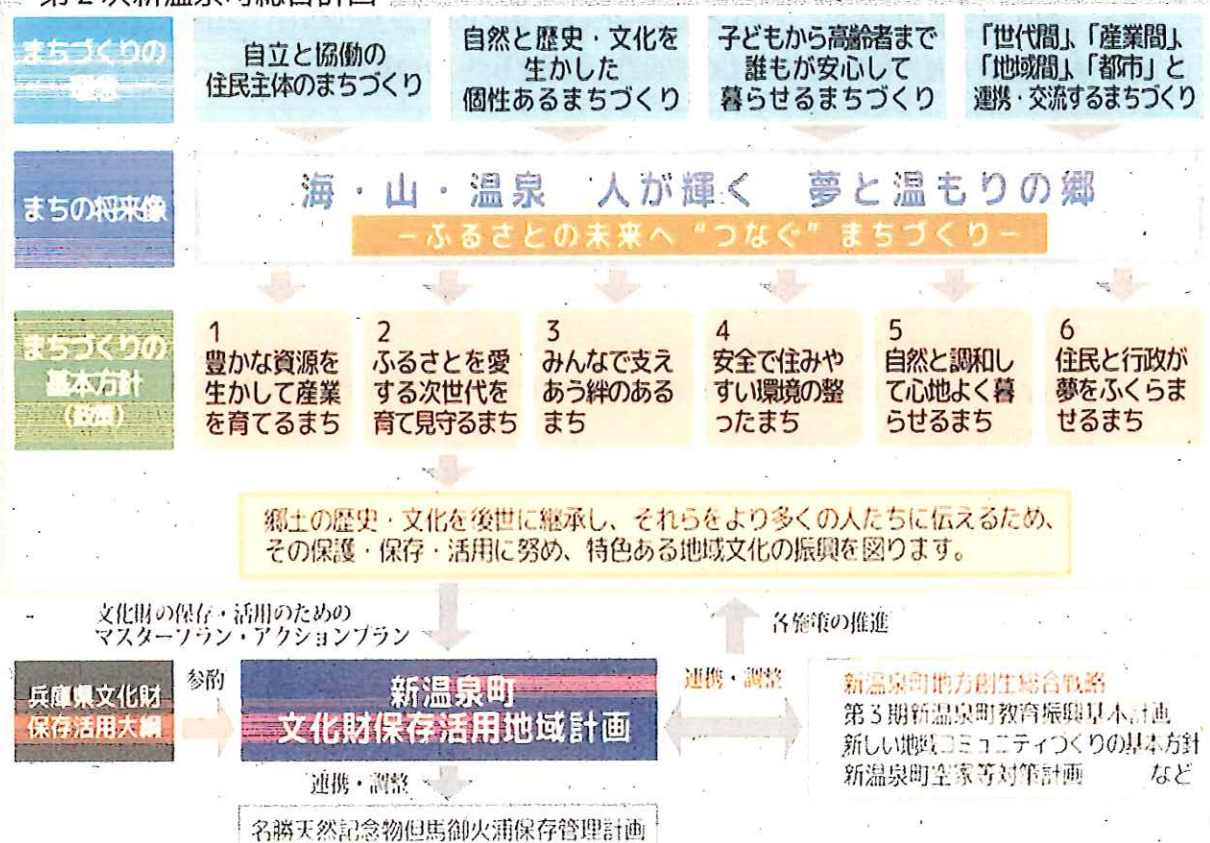
基本方針Ⅰ 町内外のさまざまな主体が“つながる”体制をつくる

基本方針Ⅱ ふるさとの魅力をつくり出す文化財を未来へと確実に“つなぐ”

基本方針Ⅲ 文化財を“つなぎ”、多くの人が訪れたい、住みたい、住み続けたいと思う環境をつくる

また、新温泉町の歴史文化を感じられるまちの構造（中長期ビジョン）では、①新温泉町の歴史文化を特徴づける「舞台」②町内外の地域や文化財をつなぐ「みち」を設定して、地域や文化財の有機的なつながりを創り出していくことにより、新温泉町全体の歴史文化の魅力を向上させていくこと、また、各地域が相互に連携しながら文化財の保存・活用に取り組み、歴史文化を次の世代へと確実に受け継いでいくこととしている。

第2次新温泉町総合計画



「廻船問屋千原屋道盛邸」を新温泉町文化財保存活用地域計画では、以下の「舞台」「みち」に位置付けている。

「海のみち：日本海が育んだ景勝と営み」

「廻船問屋千原屋道盛邸」の整備活用を新温泉町の歴史文化の特徴や、これまでの文化財の保存・活用の

また、具体的な取り組みとして、①旧廻船問屋の調査及び保存・調査を実施し、文化財の指定・登録を推進する。②旧廻船問屋の活用として、廻船問屋の建築物等を修理し、「諸寄観光案内所」などの観光やまちづくりに関する施設として整備・活用する。としている。

新温泉町文化財保存活用地域計画では、中長期ビジョンの実現に向けた文化財の保存・活用の取組を効果的に推進し、取組の効果を新温泉町全体に波及させていくために、『海・浜と山をつなぐ歴史文化軸』を設定している。

-3-

2 廻船問屋「千原屋道盛邸」概要

1) 道盛邸概要

(1) 名称	建造物	廻船問屋旧千原屋道盛家住宅
(2) 所在地	兵庫県美方郡新温泉町諸寄665番地	他
(3) 所有者	兵庫県美方郡新温泉町浜坂2673-1	新温泉町長 西村銀三
(4) 構造及び形式		
① 千原屋道盛家 主屋	木造2階建て/瓦葺き/建築面積	284.18 m ² 大正初期
② 千原屋道盛家 北の蔵	土蔵造2階建て/瓦葺き/建築面積	32.53 m ² 大正4年
③ 千原屋道盛家 新蔵	土蔵造2階建て/瓦葺き/建築面積	36.75 m ² 昭和前期
④ 千原屋道盛家 米蔵	土蔵造2階建て/瓦葺き/建築面積	26.17 m ² 昭和前期
⑤ 千原屋道盛家 塩蔵	土蔵造2階建て/瓦葺き/建築面積	24.38 m ² 昭和前期
⑥ 千原屋道盛家 塀・庭門	木造/瓦葺き/塀19.20m/庭門間口	3.8m 大正前期
⑦ 千原屋道盛家 物置小屋及び宿泊棟	木造/瓦葺き/建築面積	58.0 m ² 昭和後期
⑧ 千原屋道盛家 農機庫・土蔵	土蔵造2階建て/瓦葺き/建築面積	26.17 m ² 昭和前期
⑨ 千原屋道盛家 浴槽及び倉庫	木造平屋建て/瓦葺き/建築面積	58.0 m ² 昭和後期
⑩ 千原屋道盛家 新館附棟	木造2階建て/瓦葺き/建築面積	134.0 m ² 昭和後期
⑪ 千原屋道盛家 庭園		405.02 m ²

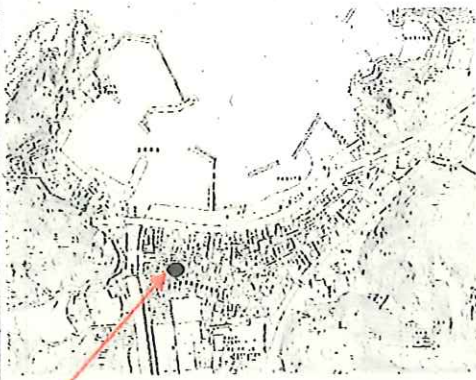
(5) 道盛家の略歴

千原屋道盛家初代 三右衛門<享保年間(1716-1736)生~安永年間(1772-1781)没>は、浜坂村(カ)千原屋中村家から分家して、諸寄村に千原屋道盛家を興して以降、二代目喜三衛門<延享元年(1744)頃生~享和3年(1803)没>のとき(カ)、旧諸寄港のある諸寄中(ちゅう)地区の廻船問屋加賀屋(安本家二代目)平右衛門より屋敷37坪11¹/₆₀₀文で購入し、表一間半、二間半の小前の家を立てた。その後、隣家森田重次郎宅からの火事により焼失した。またその9年後の正月27日にも再度森田重次郎からの火事により焼失し、現在の下ノ町に家を立て、商売を始めた。

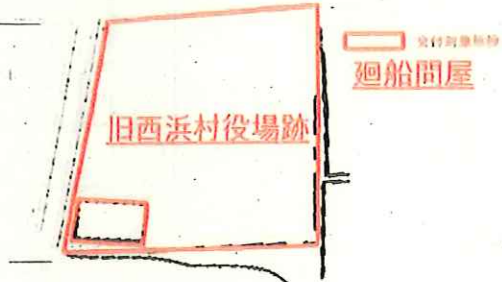
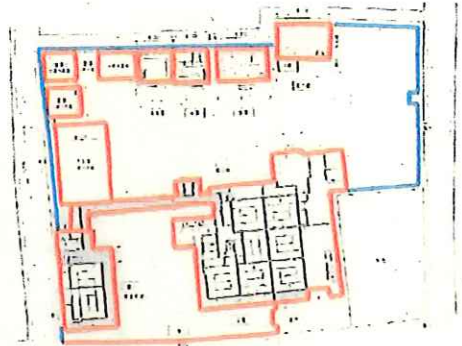
廻船問屋二代目千原屋道盛喜三衛門が廻船業を始めたころの諸寄地区は、江戸期から明治期にかけて、北前船の風待ち・漕待ちの大湊として廻船問屋や船宿が建ち並び栄えた地区である。特に明治17・18年(1884, 1885)頃からは海産物や砥石などが船積みされ、北前船により多くの「人」「物」が行き交い、全国から様々な文化が混流し、この地域の人々にも大きな影響を与えた。

明治44年(1911)鉄道「山陰西線」の開通により、物流手段が海上輸送から陸上輸送に大きく変わり、諸寄港の繁栄も北前船の隆衰と同じ道を辿った。

千原屋道盛家は、江戸時代後期から明治期にかけて、廻漕業を営んでいた廻船問屋である。千原屋道盛家二代目、喜三右衛門は、享和3年(1803)に60石積の廻船を造り廻漕業を始めた。千原屋道盛家三代目三右衛門<天明元年(1881)生~文政7年(1824)没>、四代目喜三右衛門<文化12年(1815)生~没年不明>、五代目三右衛門<文政11年(1828)生~明治7年(1874)没>のころ、文化4年(1807)には網干屋藤田家(中藤田)が長州江崎浦(現在の山口県)で買い求めた80石積の廻船を60貫文で譲り受けた。また文化12年(1816)には因州青谷(現在の鳥取市)の船大工勇助で180石積の廻船を新造した。続いて文政11年(1828)には、浜坂村の船大工安右衛門で110石積廻船を、天保14年(1843)には因州賀露(現在の鳥取市)で140石積廻船を、さらに嘉永6年(1853)にも因州賀露(鳥取県)で廻船を新造した。その時費用として総額246両(2490万円)がかかった記録が残っている。主な積み出しは、諸寄砥石や海産物であった。



「廻船問屋千原屋道盛邸」整備事業予定地



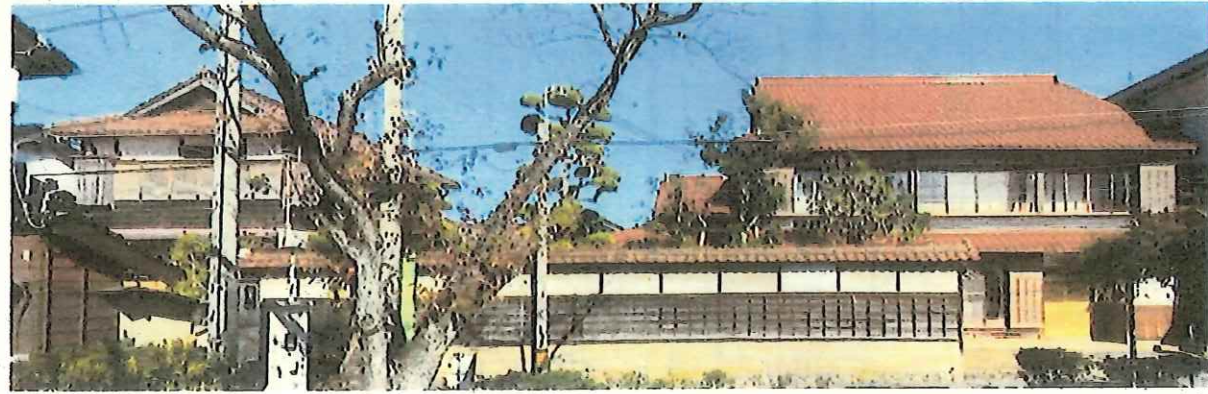
廻船問屋

旧西浜村役場跡

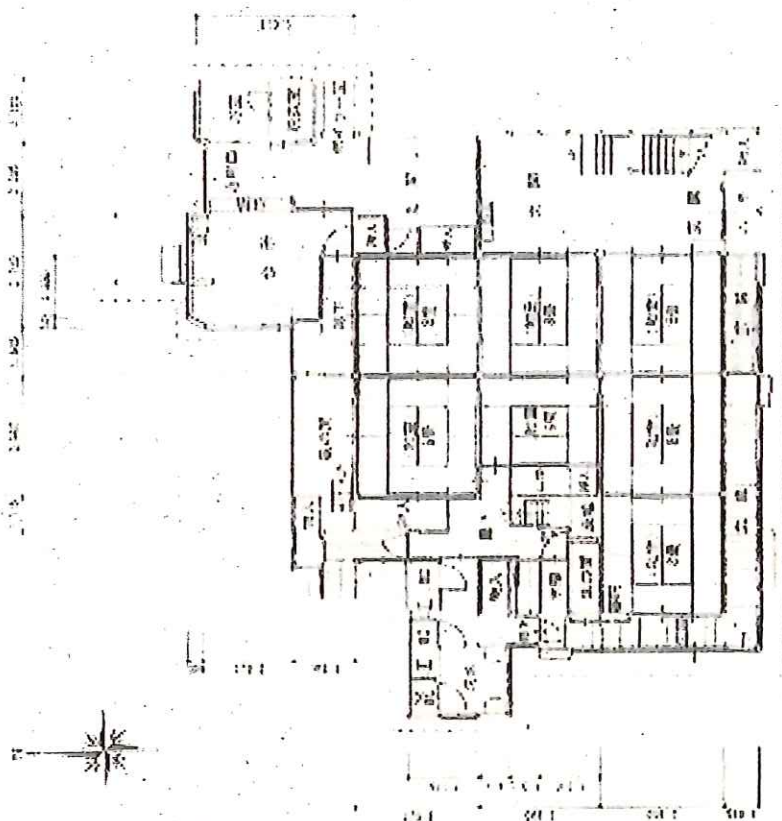


「廻船問屋千原屋道盛邸」整備事業予定地

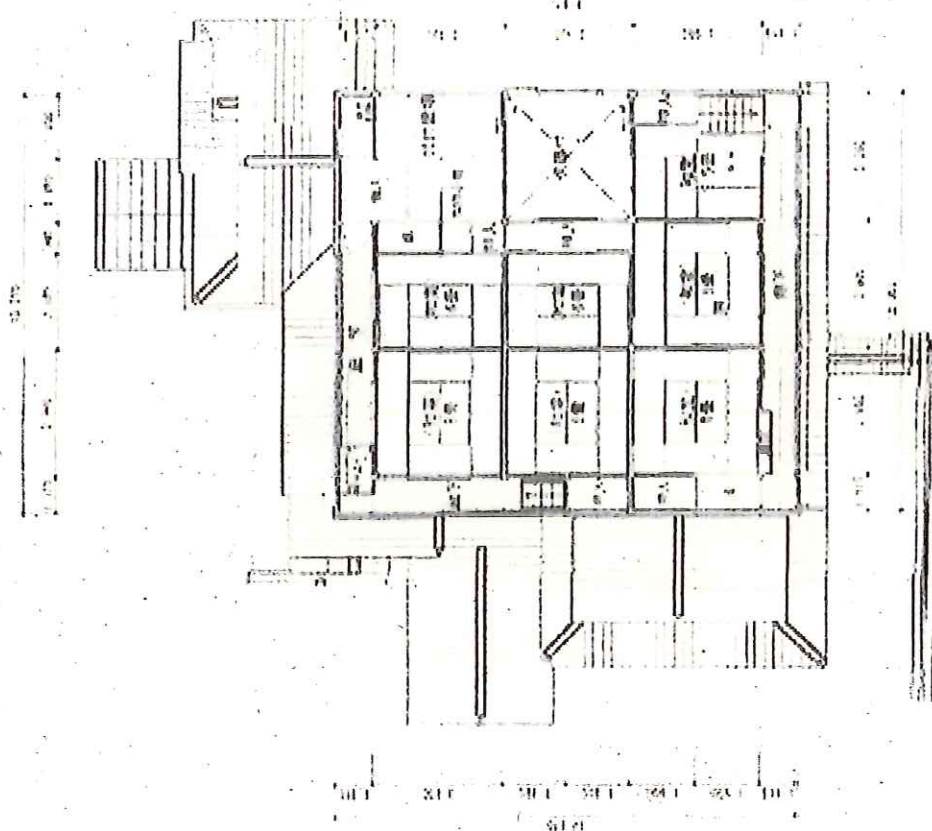
「廻船問屋千原屋道盛邸」整備事業対象施設配置図



「廻船問屋千原屋道盛邸」整備事業・象施設全景写真（南から北を望む）



「廻船問屋千原屋道盛邸」主屋1階配置図



「廻船問屋千原屋道盛邸」主屋2階配置図



主屋1階仏間写真



主屋1階奥の間写真



昭和初期主屋1階奥の間会議写真



主屋2階居間写真



新館離れ写真



蔵群遠景写真



蔵群庇写真



道盛邸玄関及び塀・庭門写真

(6) 建造物等の概要

① 主 屋

<概 要>

木造2階建て、平入で屋敷の中央南側に南面して建ち、片入母屋造瓦葺き桁行6間梁行6間総2階の建物、西側に落棟入母屋行2間の座敷、また北側に同じく落棟入母屋造桁行2間の台所が付随する形をとり、南北に下屋を付す。後に、建物北西角に洗面所が増築され、離れに繋がる渡り廊下が接続されている。屋根には赤茶色の釉薬瓦が乗せられている。かつては、石州瓦で葺かれていた。

<建築年代・改修年代>

建築年代は、棟札は発見されなかったが梁に墨書が残っており、その記述から明治後期(末)から大正前期(大正前記の可能性が高い)と推定される。主要部分において、柱の寸法が165～170mm角と太めであり、(大黒柱は205mm角)、差鴨居や大引天井が用いられていることもこれを裏付けるものと考えられる。この後、昭和前期までに1階西端の座敷が増築されている。この柱の寸法は135mm角である。

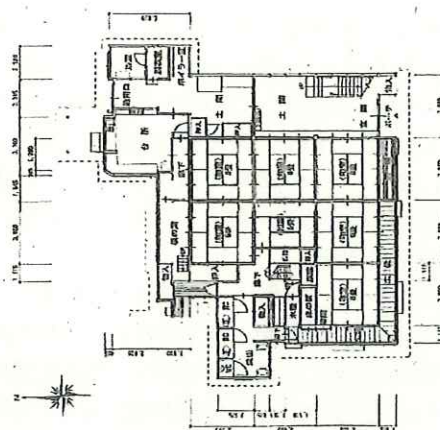
以後の改修は、居住者からの伝聞によれば、次の通りである。

- ・台所周りの改修 昭和60年(1985)
- ・屋根葺替及び玄関周り(建具入替・土間タイル貼りなど) 平成22年(2010)

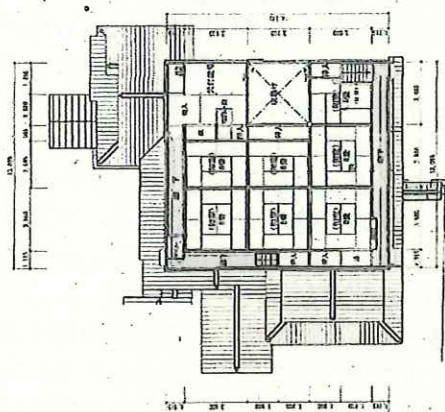
<特 徴>

外観では、建物正面である2階南面が連続した開放的な開口部となっており、正面性を高めている。当初より格子などは設けられておらず、現在は腰壁があり、アルミサッシが連続しているが、古写真によると腰壁が低く、縁側のような場所になっていたようである。南面の下屋には腕木に絵(彫刻)が施されており道路に向かう正面を意識した意匠と見られる。建物東面には、現在表面に波板が張られているが、恐らく防火のため、南東隅にある下屋の持ち送りも含めて、南側半間まで回り込んで漆喰が塗られている。

平面計画は、東側の桁行2間を土間とし、土間は建具で表側と奥側に分かれる。西側の床 upper は、表通りに8畳間が3室、中通りに「玄関」8畳と「仏間」6畳の2室、裏通りに8畳間が2室、配置される。南側と西側には半間幅の広縁が取り巻く。式台玄関のようなものは特に設けられていない。このうち、表通り西側にある8畳間の座敷下屋の構造が異なることや広縁の



主屋1階平面図



主屋2階平面図



主屋全景



主屋1階中通り・仏間

桁が切れている点から見て、竣工後の早い時期に増築されたものと考えられる。この増築は古写真の年代から判断して昭和19年(1944)までに行われている。1階の諸室は差鴨居、根太天井の造りに対し、この座敷では棹縁天井、付書院や違い棚の付いた床を備えており、検索年代の違いを感じさせる。

「玄関」を入った奥に「仏間」があり、土間側に向けて仏壇が東面しておかれているのが、この建物の特徴と言える。信仰心や祖先崇拜の強さから、建物の中心に仏間が置かれ土間側に正面を向けているのと考えられる。

裏通り北東部に改修・増築された台所については現在残るものが使用を昭和30年に改修されたものであり、その際に周辺も併せて改修され廊下及び4畳大の板の間が設けられているため、これ以前にこの部分につくり出した部屋があったかどうかを含めて、元の形状は不明である。北側の下屋の1が南側に比べて高くなっているのは、台所改修の際に、合わせて外壁面も含めた改変がなされたためと見られる。

2階へ上がる階段は、土間東と中通りの西にあり、土間のものは後年改修されたものである。建物北西部にある4畳大の板の間には2階へ続く階段が残されており、2階の廊下床が開閉式の形状になっていることを併せて考えれば、当初階段として使うことができたことが分かるが、現在は2階の床板が塞がれており使われていない。2階へ上がる複数の階段が設けられているのは、複数組の客人を宿泊させる機会が多かったという廻船問屋船主住宅の特徴を表すものと考えられる。

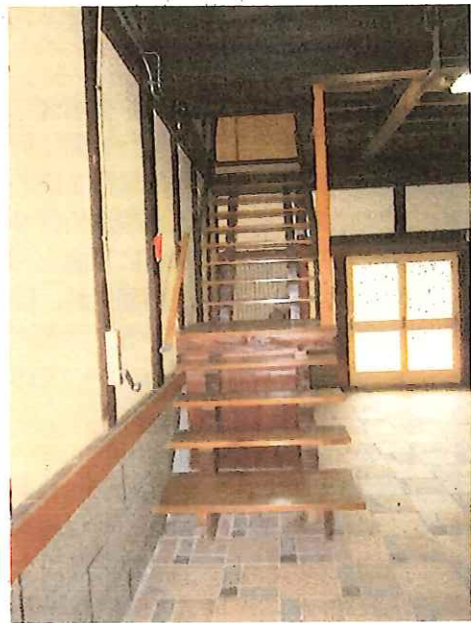
2階は、表通りに3室、中通りに2室、裏通に2室の居室があり、それぞれは襖障子で仕切られている。裏通りの土間上部は物置となっている。後年、表通り中央の部屋を茶室として使用するため、床に炉が切られ、排気のために棹縁天井に開閉式の開口が設けられている。炉は1階の天井に突き出して見えている。

小屋組は大規模な和小屋で、東側が切妻、西側が入母屋である。表通り中央の部屋の中通りとの部屋境の桁行方向の横架材に、前辻の墨書が施されている。

<評 価>

時代を経て用途の変更や生活様式の変化による改変は見られるものの、江戸期から明治期にかけてこの地で営まれて来た廻漕業の隆盛とその後の変遷を、地域に残る他の同類の建物と共に今日によく伝えており、保護すべき建物と評

価できる。



主屋1階玄関・土間・階段



主屋1階・奥の間



主屋2階 表通り・中通りの間

② 北の蔵

<概要>

敷地の北東部の境界に接して南面して建ち、中庭を挟んで主屋裏口のほぼ正面に位置する・土蔵造、2階建、切妻屋根瓦葺き、桁行3間、梁行2間を測る。屋根は置き屋根で、黒色の釉薬瓦を載せる。全面に下屋を附し、その西側の約3分の1が囲われて物置となっている。敷地北側に並ぶ蔵の中で最も東に建ち、残っている蔵の中では最も古いものとされる。

<建築年代・改修年代>

建築年代は、棟札から大正4年の建築で、伝聞により蔵のうちで最も古いとされている。また、蔵の入口前にレンガ舗装が施されており、町内の他の廻船問屋住宅の土間床等とも共通する仕上がりになっており、それらが明治大正期のものと伝聞されていることから、主屋とほぼ同時期の建設と推測される。東・北・西の三面の壁は近年の改修により金属板(波板)で覆われているが、南面2階の外壁面が下見板張りとなっていることから、この3面にも以前は土蔵を保護するための下見板張りが設けられていたと見られる。

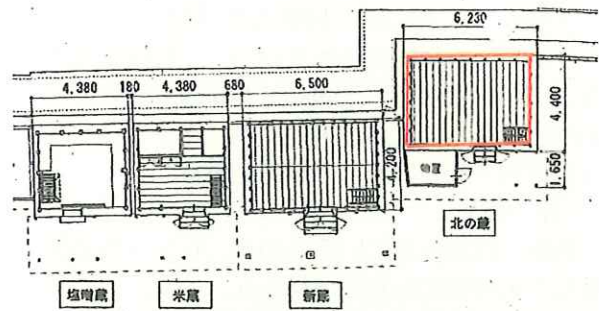
<特徴>

金属板に覆われていない南側の外壁では、1階で石材による基壇の上に約1mの高さまで陶板が千鳥に貼られ、その上は漆喰塗となっている。2階では押縁を備えた下見板張りが設けられているが、他の蔵に見られるような取り外しが容易な工夫とは異なった工法である。

内部は、柱が約2尺半間隔に建てられ、小屋組で梁間方向の2つの通りうち、一つは湾曲したマツ材を面取りした梁が直接野棟木を支えているが、もう一つの通りでは角材の登梁を設けており、通りによって異なった形式をとっている。

入口扉は、外から漆喰塗の両開き戸、片引きの板戸、片引きの網戸からなる。扉を入れて右側にある階段で2階へ上がる。1階2階とも間仕切りはない。2階は南面の中央に窓があり、片開(内開き)の明り障子と漆喰塗扉、鉄格子を設ける。窓の外側および1階の扉には漆喰塗による縁取の意匠が施され、扉には「北」と墨書されている。

下屋は、土蔵側から持ち出したL字型の金物に桁を載せて土蔵側と密着させる工法となっており、火災などの際には、桁を下から跳ね上げれば簡単に取り外せ、下屋全体を解体して土蔵の



北の蔵・位置図



北の蔵・全景



北の蔵・1階入り口構造

延焼を防ぐように考えられている。

下屋の下、入口前の土間では、床にレンガがヘリンボーン状に敷かれている。これは町内の他の廻船問屋住宅の土間などと共通する要素であり、そちらでは山陰線の工事に伴って出た残材が転用されているとの伝聞がある。

<評 価>

外壁が改変されているものの、レンガの土間敷などの特徴的な意匠が見られ、主屋と共に廻船問屋住宅を構成する重要な要素として評価できる。

③ 新 蔵

<概 要>

敷地北部の境界線に接して南面して建ち、北の蔵の西隣に位置する。土蔵造、2階建、切妻屋根瓦葺き、桁行3間、梁行2間を測る。屋根は敷地内の他の蔵と異なり、置き屋根ではなく、垂木まで漆喰塗で塗りこめられたものであり、赤茶色の釉薬瓦を載せる。前面に下屋を附し、下屋は西へ続く2つの蔵の前と一体をなす。

<建築年代・改修年代>

建築年代は、建築中の古写真から昭和10年代に建設されたと考えられる。

<特 徴>

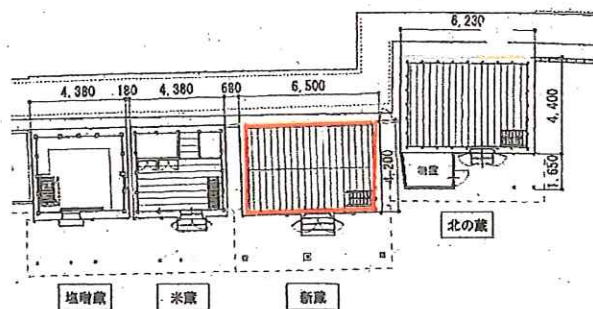
北側の路地に面した外壁面および南面の2階の外壁面、さらに東側の外壁面には、土蔵の上に兵庫県北西部地域で「ヨロイガキ」と呼ばれる工法で取り付けられた下見板張りが設けられている。「ヨロイガキ」とは、土蔵から突き出したL字型の金物を設けており、上下に通った下見板の押縁(楯棧)をL字金物に嵌め込んだ短い横棧で抑える工法であり、火事などの際には横棧を跳ね上げて外すことで板張り全体を簡単に解体できるようになっている。西側の外壁面では、仕上の漆喰塗は施されず、荒壁のままとなっている。

内部は柱が約1尺の間隔で繁く立ち、小屋組は、登梁構造である。扉は外から漆喰塗の両開戸、引分け戸の板戸からなる。漆喰塗の両開きでは、白漆喰で周囲を縁取って内側の窪んだ部分に黒漆喰を施した意匠となっている。

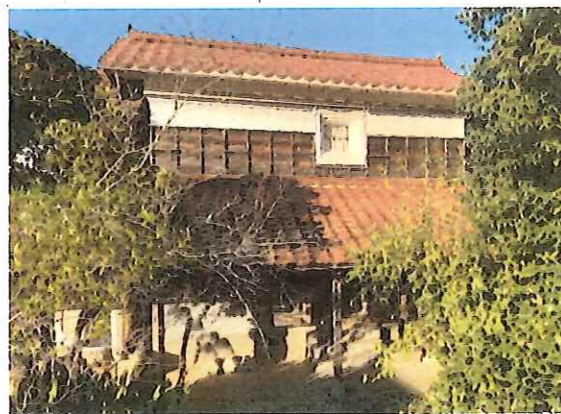
扉を入れて右側にある階段で2階に上がる。階段の上部にはスライド式の水平戸があり、開口を塞ぐことができる。内側の仕上げは1階板張、2階では漆喰塗である。1階2階ともに



北の蔵・棟札



新蔵・位置図



新蔵・全景

板造り付けの棚が多く設けられているほか、2階の西側には、押入れが設けられている。2階の南面壁中央に窓があり、片開き(内開き)の明り障子と漆喰塗の扉を設ける。窓の外壁側及び1階の扉には、手の込んだ漆喰による縁鳥の意匠が設けられている。

他の蔵と異なり、2階の床梁が南北の短手方向に掛けられており、積載重量が考慮されたと考えられる。これに加えて、梁に設けられた意匠的な線形や窓や扉に施された漆喰細工の意匠、また屋根形式が他と異なることも併せて考えれば、他の蔵と比較して格の高い蔵、あるいは重要な物品を納める蔵として建設されたものと見られる。

<評 価>

主屋と共に廻船問屋住宅を構成する重要な要素であり、当時の生活様式を垣間見せる建物として評価できる。

④ 米 蔵

<概 要>

敷地北部の境界線に接して南面して建ち、新蔵の西隣に位置する。土蔵造、2階建、切妻屋根瓦葺き、桁行2間、梁行2間を測る。屋根は置き屋根で赤茶色の釉薬瓦を載せる。前面に下屋を附し、下屋は両隣の2つの蔵の前と一体をなす。

<建築年代・改修年代>

新蔵建設中の古写真には、この蔵の位置には下屋底を持つ建物が写っており、この蔵はその建物が解体されたのち、すなわち昭和10年代以降に建設されたと考えられる。

北側の路地に面した外壁面に、土壁保護のため板張りが設けられており、隣の塩噌蔵と一体になっており、また新蔵とは異なり押縁のない工法で取り付けられているため、この壁面については改修された可能性がある。

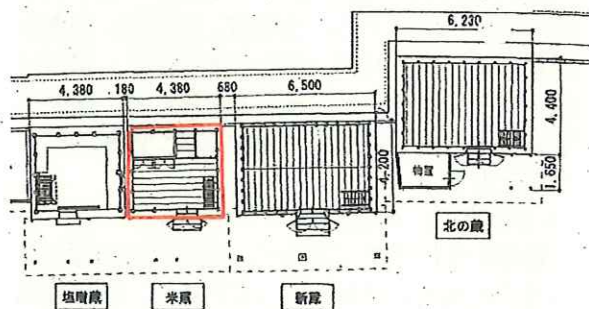
<特 徴>

南面の外壁では、1階は基壇の上に漆喰塗仕上、2階は下見板張りであるが、この板張りは他の蔵と異なる押縁のない最後に建設されたので、その際に北面を塩噌蔵と合わせて改修したという可能性も考えられるが、明確な判断材料が見られない。

東西の外壁面は、建物同士の隙間であるためか、共に仕上げの漆喰塗が施されず荒壁のままになっている。



新 蔵・1階入り口構造



米 蔵・位置図



米 蔵・全 景

内部では柱が約3尺間隔で立てられ、小屋組は、登梁構造である。扉は外から漆喰塗の両開き戸、片開きの腰板付き縦格子戸からなる。漆喰塗の両開き扉手背は、白漆喰と黒漆喰で塗り分けた特徴的な稲妻状の意匠が施されている。扉を入れて右側にある梯子段で北から南に向かって、2階へ上がる。1階には米を収納したと思われる間仕切りが設けられており、2階には物置が造り付けられている。内壁の仕上げは1階2階とも板張りである。2階の南面の中央に窓があり、片開き(内開き)の明り障子のほか、外壁側に外開きの漆喰扉が設けられているが、他の蔵と異なる。

<評 価>

主屋と共に廻船問屋住宅を構成する重要な要素であり、当時の生活様式を伝える建物として評価できる。

⑤ 塩噌蔵

<概 要>

敷地北部の境界線に接して南面して建ち、米蔵の西隣に位置する。土蔵造、2階建、切妻屋根瓦葺き、桁行2間、梁行2間を図る。屋根は置き屋根で、赤茶色の釉薬瓦を載せる。前面に下屋を附し、下屋は東と連なる2つの蔵の前と一体をなす。

<建築年代・改修年代>

建築年代は不明であるが、古写真に米蔵と並んでこの場所に建物が写っているが、別の建物が解体されたのち、すなわち昭和10年以降に建設されたと考えられる。ただし、南面2階外壁に取り付けられた下見板張りの工法が米蔵と異なる工法であることから、米蔵とは建築時期が異なる可能性がある。

隣の米蔵と一体で、北側の路地に面した外壁に設けられた板張りが、押縁のない工法で取り付けられているため、この外壁面については改修された可能性がある。

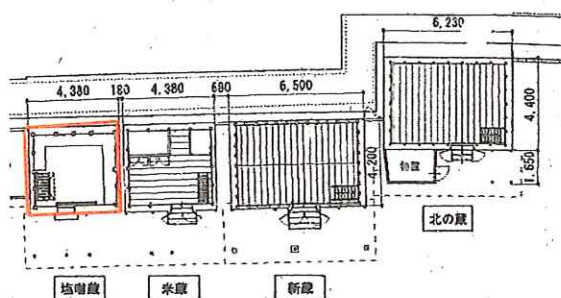
<特 徴>

南側の外壁の1階は、基壇の上約1mより上部を漆喰塗とし、下部には擬石風の左官仕上げが施されている。2階では、先述の取り外し易いヨロイガキの工法で下見板張りが設けられている。北側では前述の下見板張りが米蔵と一体となって設けられ、東面は荒壁のままとなっている。西面は、後年に設置された倉庫と連っており、外部から見ることができない。

内部は、柱が約3尺間隔で立てられ、小屋組



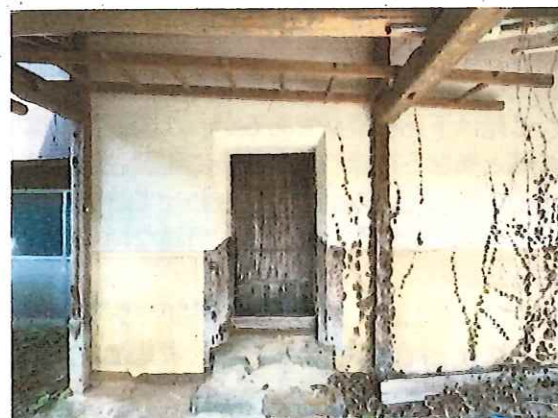
新蔵・米蔵・塩噌蔵・下屋



塩噌蔵・位置図



塩噌蔵・全景



塩噌蔵・1階入り口構造

の登梁構造である。扉は漆喰塗の扉がなく、片開きの板戸、及び腰板付きの縦格子戸となる。漆喰塗の扉がないのは日常的使いの蔵であったと考えられ、意匠的にも他と比べて簡素な造りであることがそれを裏付けている。

扉を入れて左側にある梯子段で北から南に向かって、2階へ上がる。1階2階とも内壁は土蔵荒壁仕上げで、1階では三面に造り付けの棚が設けられ、2階は物置が作られている。2階南面の中央に窓があり、内側から片開きの明り障子、漆喰塗の扉、鉄格子を設ける。

<評 価>

主屋と共に廻船問屋住宅を構成する重要な要素であり、当時の生活様式を垣間見せる建物として評価できる。

⑥農機具蔵・土蔵

<概 要>

敷地北西隅の境界線に接し、東面した2階建て。1棟の切妻棧瓦葺き屋根の下に、南側の土蔵と北側の農機具小屋、それぞれ桁行2間梁行2間の2つの蔵造りの建物が半間の隙間を空けて並ぶ形状になっている。屋根には赤茶色の釉薬瓦を載せ、置き屋根ではなく、垂木まで荒壁で塗りこめられている。小屋組は登梁構造である。

前面には下屋を付し、物置場として利用されている。

<建築年代・改修年代>

建築年代は不明であるが、米蔵および塩噌蔵と同様の造りから昭和10年以降に建てられたと考えられる。

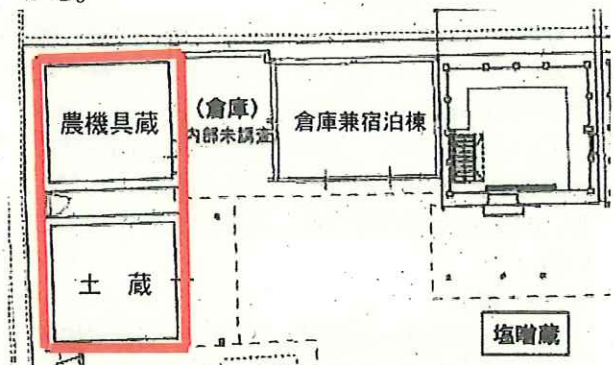
<特 徴>

東側の外壁の1階は、南側の土蔵と北側の農機具蔵に分かれ、2階の壁は漆喰塗とし、先述の取り外し易いヨロイガキの工法で下見板張りが設けられている。北側及び西側の外壁は前述の下見板張りで土蔵と農機具蔵が一体となって設けられ、南面は荒壁の上にトタン板貼りとなっている。

南側土蔵の内部は、柱が約3尺間隔で立てられており、扉には漆喰塗の扉がなく、片開きの板戸及び腰板付きの縦格子戸となる。漆喰塗の扉がないのは日常的使いの蔵であることを示していると考えられ、意匠的にも他と比べて簡素な造りであることがそれを裏付けている。扉を入れて右側にある梯子段で南から北に向かって2階へ上がる。1階2階の内壁は

荒壁仕上げで、1階では三面に棚が設けられている。

北側農機具蔵の内部は、柱が約3尺間隔で立てられ扉はなく、入って左側にある梯子段で東から西に向かって2階へ上がる。1階2階とも内壁は荒壁仕上げで、2階は1階の床面積の半分程度の広さである。2階東面の左右二か所に窓があり、内側から片開きの明り障子、漆喰塗の扉、鉄格子を設ける。南側土蔵との間に半間程度の空間があり、梯子段で南から北に向かって農機具蔵の屋根裏（3階）へ上がる。



農機具蔵・土蔵・位置図



農機具蔵・土蔵・全 景



農機具蔵・土蔵・1階入り口構造

<評 価>

主屋と屋敷北側の蔵群と共に旧廻船問屋住宅を構成する重要な要素であり、当時の生活様式を垣間見せる建物として評価できる。

⑦ 庭門及び塀

<概 要>

庭門及び塀は、敷地南側の道路境界線に沿って主屋の南西側にある前栽を囲う形で立つ。東側に庭門を配し、前栽に向かって開く両開き戸を設ける。

<建築年代・改修年代>

建設年代は明確ではないが、主屋の下屋の腕木及び持ち送りに施されている絵様と同様の絵様が門の屋根を支える腕木と持ち送りらに施されていることから、主屋の建設とほぼ同時期に建設されたのではないかと考えられる。ただし、門側の絵様の彫が深く繊細なものとなっている。

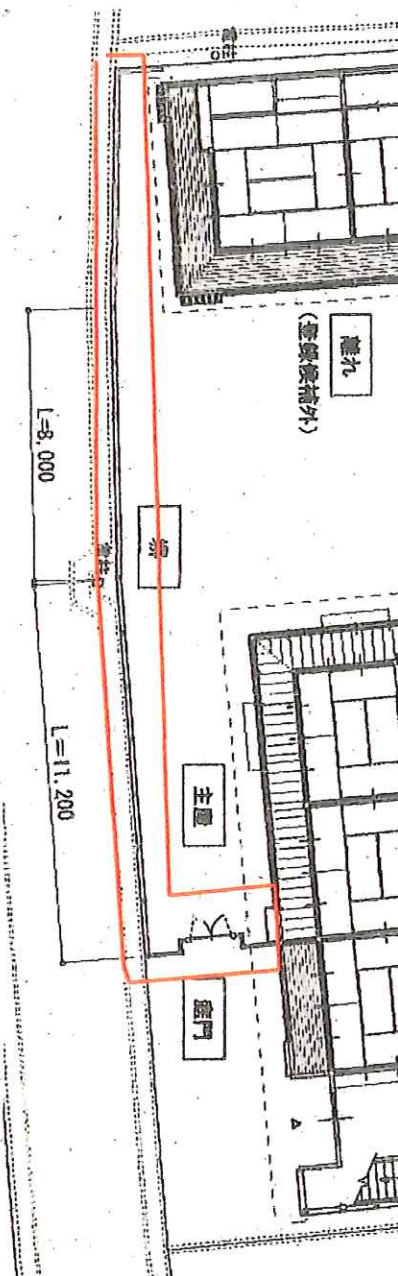
<特 徴>

庭門は1間幅の小規模な棟門で、切妻屋根瓦葺、開口部の幅1.22mとする。門戸上部の上下段のマグサ間には、岩場に伏して睨みを聞かせた姿の獅子が彫刻された墓股が設けられている。上マグサの上には七宝繫彫刻を施した小壁が嵌め込まれており、その中央には小型の墓股を設える。桁を支える腕木および持ち送りには、渦、若葉の絵様(彫刻)が施されているが、外部にでているもののみに見られ、内部のものには施されていない。

塀は全長19.2m、1間弱の間隔で柱を立て、下半分を板張り、上部を漆喰塗とする。屋根は腕木を出して桁を支える形状で赤茶色の釉薬瓦で葺かれている。腕木には繰り型がられる。下部の板張りは塀の表裏で形状が異なり、表側は押縁を用いた下見板張り、庭側は縦羽目板張りとする。庭側のところどころに構造補強の斜材が



庭門及び塀・全 景



庭門及び塀・位置図

取り付けられている。

<評 価>

主屋と共に廻船問屋住宅を構成する重要な要素であり、小規模でありながら細部に細かな意匠が設えられ、丁寧に施行されたものとして評価される。

⑧ 物置小屋兼宿泊棟

<概 要>

敷地北部の境界線に接し、南面して建ち、塩噌蔵の西隣に位置する。木造2階建て、切妻屋根葺、桁行2間、梁行2間を測る。屋根

は赤茶色の釉薬瓦を載せる。

<建築年代・改修年代>

建築年代は、昭和40年代の臨海学校時代と思われる。

<特 徴>

外壁は、路地に面する北側が下見板張りで、それ以外はブリキ板張りとなっている。

内部では、1階は四方の壁が4段～9段のブロック積で、床面が土間コンクリート押さえとなっている。南面の右側と西面に片開きのガラス戸が設けられている。南面入口の正面に2階へ上がる階段が位置する。2階は四畳半程度の和室と押入れが設けられており、壁はベニヤ板張りである。

伝聞によると、1階は臨海学校時代の倉庫として、2階は臨海学校の手伝い者の宿泊場所とのことである。

<評 価>

本建築物は、昭和40年代以降の建物と思われる、当時の建築様式や部材等が使用されており、廻船問屋建物とは関係ないものと評価される。

⑨ 浴室棟及び倉庫

<概 要>

敷地西部の境界線に接して東面して建ち、木造平屋建て、切妻屋根葺き、桁行5間、梁行3間とする。屋根には赤茶色の釉薬瓦を載せ、小屋組は登梁構造である。

<建築年代・改修年代>

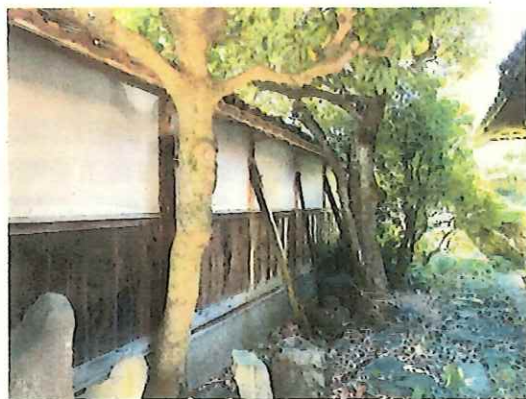
建築年代は、昭和40年代頃と思われる。ただし、北側の倉庫は昭和10年代の建物を増改築された可能性も考えられる。

<特 徴>

1階の間取りは、南側から浴槽(4m×4m)を伴う大浴場、1間の空間を設け、幅1間半と1間の倉庫が設けられている。北側倉庫の内部は荒壁塗で、それ以外はベニヤ板張りの壁である。外壁はトタン板張りである。

<評 価>

本建築物は、戦後の建築様式や部材等が使用されており、昭和40年代以降の建物と思われる、廻船問屋建物とは関係ないものと評価される。



庭門及び塀・敷地側



物置小屋兼宿泊棟・位置図



物置小屋兼宿泊棟・全 景



浴室棟及び倉庫・全 景

⑩ 新館離れ棟

<概 要>

敷地南西部の隅に位置し、東面して建ち、木造二階建て、入母屋屋根葺き、桁行5間、梁行4間を測る。屋根には赤茶色の釉薬瓦を載せ、小屋組は登梁構造である。北側に便所が付属し、その脇に渡り廊下が接続している。

<建築年代・改修年代>

建築年代は、臨海学校時代の昭和40年代頃と思われる。

<特 徴>

1階の間取りは、正面右側に玄関があり、10畳と6畳の2室の和室があり、北側に床の間と押入れが設けられ、襖障子で仕切られている。2つの和室を囲むように廊下が南と東に設けられている。

玄関の正面、建物北西隅に階段があり2階へ上がる。2階には1階と同じ間取りで10畳と6畳の和室と廊下がある。

<評 価>

本建築物は、戦後の建築様式や部材等が使用されており、昭和40年代以降の建物と思われ、廻船問屋建物とは関係ないものと評価される。

伝聞によると、臨海学校時代の指導者の宿泊棟として利用されていたとのことである。

⑪ 庭園他

<概 要>

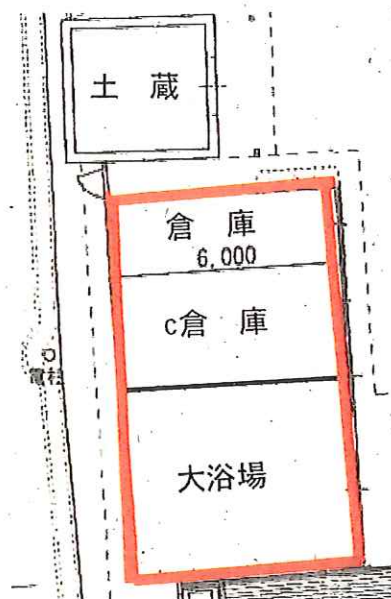
主屋の南側の塀との間から西の新館離れにかけて、また主屋の北側蔵群との間、主屋の北東の3か所に庭が設けられている。

主屋の南側から西側の庭は、作庭様式は不明であるが、主屋の床の間、また新館離れからの眺望を意識した造りである。主屋の北側には建物に沿って様々な樹木の植栽と石灯籠などが配置される広場的に造りである。東の庭は、石垣積の一段高くなっており、植栽は見られない。以前は、建物が建てられており、近年取り壊されて更地となっている。

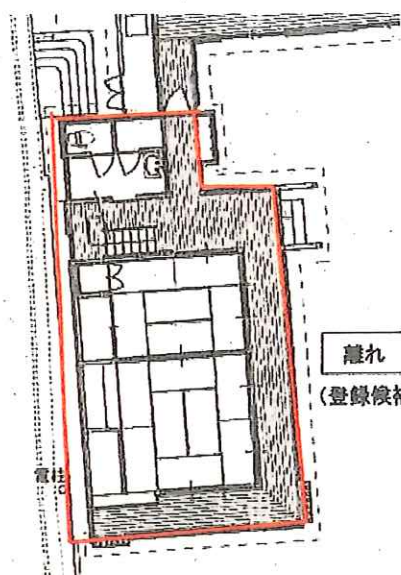
<建築年代・改修年代>

主屋の南と西・北の庭は、主屋の建築とともに整備されたものと思われる。東の庭は昭和40年代に作成された図面によると、建物が2棟あり、同建物を取り壊したのち、いずれの建物も建てられなかったことによるものである。

伝聞によると、土蔵あるいは臨海学校時代の寄宿舎が建っており、平成20年代に取り壊されたとのことである。



浴室棟及び倉庫・位置図



新館離れ棟・位置図

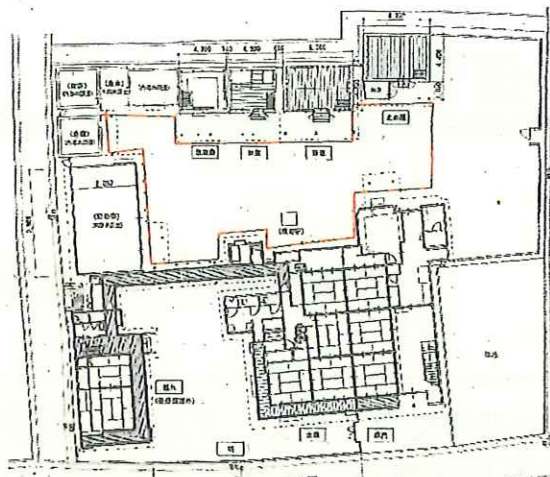


新館離れ棟・全 景

⑫ 建物の変遷

旧廻船問屋千原屋道盛家の建物群の変遷について、建築当時の図面は残っていないが、昭和30年代臨海学校時代の図面が残っており、令和5年度に測量した図面と比較すると以下の点が確認される。

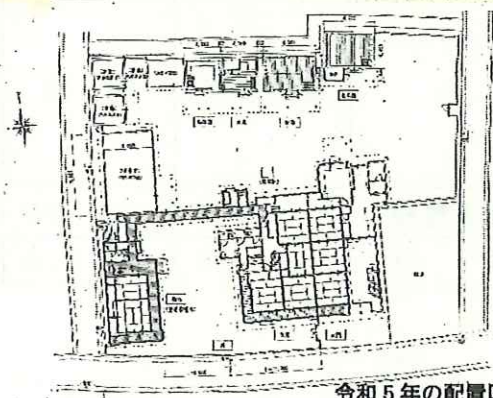
- ・昭和30年代に浴槽棟は無く、既存建物を壊して、建てられたものと思われる。
- ・昭和30年代に農機具蔵の土蔵はなく、既存の農機具蔵の脇に増築され、外装間が一体的な土蔵造に改修された可能性がある。
- ・昭和30年代に北側庭の中央に建物があるが、現在はない。伝聞によると鳥小屋とのこと。
- ・昭和30年代の北東の2棟の建物はなく、更地となっている。
- ・北の蔵の棟札に「東の蔵」が記されており、北東の建物Bの可能性がある。
- ・主屋と新館離れを結ぶ廊下は、昭和60年代以降臨海学校の廃業後、家族の居住として利用するために増設されたものと思われる。



主屋・北側庭園・位置図



昭和40年代の配置図



令和5年の配置図

敷地建物の変遷・位置図

令和8年7月17日

文化審議会の答申（登録有形文化財（建造物）の登録）

文化審議会（会長 ^{ひびの} 白比野 ^{かつひこ} 克彦）は、令和8年7月17日（金）に開催された同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、新たに163件の建造物を登録するよう文部科学大臣に答申しました。

この結果、官報告示を経て、登録有形文化財（建造物）は15,041件となる予定です。

1. 今回答申された登録有形文化財（建造物）の概要

	新規登録	累 計
登 録 件 数	163	15,041
関係都道府県数	28	47
関係市町村(区)数	60	1,048

○時 代 別

(件)

	江戸以前	明 治	大 正	昭 和			計
				前期 (S元～ S20)	中期 (S21～ S40)	後期 (S41～ S64)	
新規登録	18	59	30	39	9	8	163
累 計	2,703	4,703	2,995	3,818	715	107	15,041

○種 別

(件)

	産 業			交通	官公 庁舎	学校	生活 関連	文化 福祉	住宅	宗教	治山 治水	他	計
	1次	2次	3次										
新規	0	2	12	0	2	3	2	12	101	29	0	0	163
累 計	141	1,524	1,822	557	257	466	339	543	6,789	2,285	225	93	15,041

(件)

	建 築 物	土木構造物	その他の工作物	計
新規登録	133	0	30	163
累 計	11,945	716	2,380	15,041

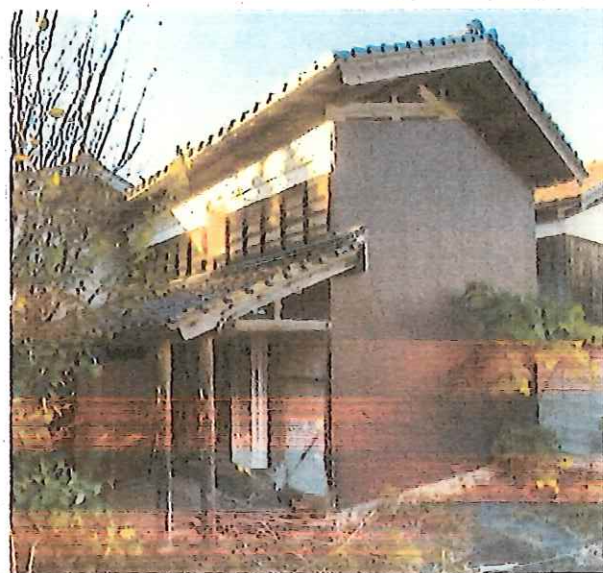
登録説明

名称	所在地	建設年代等	登録基準	特徴・評価	備考 (調査等)
旧道盛家住宅（千原屋）主屋	兵庫県美方郡新温泉町諸寄字本町六六五他	大正前期／昭和前期増築、同六〇年・平成二二年改修	二 造形の規範となっているもの	港町で栄えた諸寄の中心部に位置する、旧廻船業者の主屋。通りから引き込み南面して建ち、木造二階建、片入母屋造平入棧瓦葺。東側に通り土間を設け、床上是三列七室とし二階にも居室を配する。各階の座敷飾りが充実し、北前船による繁栄の歴史を今に伝える。	建築年は梁墨書の大工名及び形式手法による推定。大工棟梁は伊藤治三郎。千原屋は屋号。昭和前期に座敷を増築、同六〇年に台所周りを改修、平成二二年に屋根葺替と玄関周りを改修。



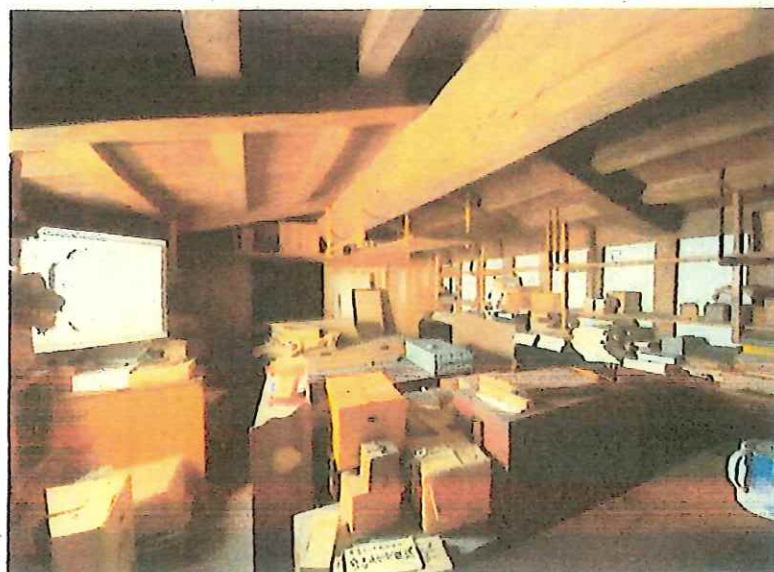
登録説明

名称	所在地	建設年代等	登録基準	特徴・評価	備考 (調査等)
旧道盛家住宅（千原屋）北の蔵	兵庫県美方郡新温泉町諸寄字本町五八三	大正四年	一 国土の歴史的景観に寄与しているもの	主屋背後の敷地境界に接して建つ。土蔵造二階建平入、切妻造桧瓦葺の置屋根で正面に下屋を付す。石積基壇とし、外壁は漆喰塗で腰下は一階が陶板貼り、二階は彫子下見板張。各階一室で小屋組は和小屋と登梁を併用。廻船問屋が集まる地域の歴史的景観を形成。	建築年は棟札による。近年に外壁の北、東、西面を鉄板張にて養生。



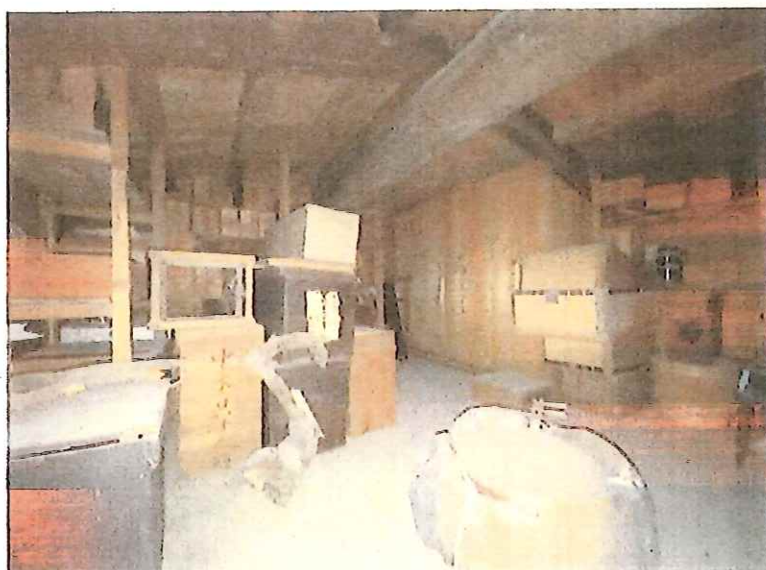
登録説明

名称	所在地	建設年代等	登録基準	特徴・評価	備考 (調査等)
旧道盛家住宅（千原屋）新蔵	兵庫県美方郡新温泉町諸寄字本町五八九	昭和前期	一 国土の歴史的景観に寄与しているもの	主屋の北方に建つ家財蔵。土蔵造二階建、切妻造平入 棧瓦葺。正面に下屋を付し、外壁は漆喰塗で一階腰下 は陶板貼、二階は熊子下見板張とし軒を垂木型に塗込 める。柱を小間中に立て、小屋組は登梁。窓廻りの漆 喰装飾など丁寧なつくりの外観が敷地内景観を彩る。	建築年は家蔵の古写真と形式手法による推定。



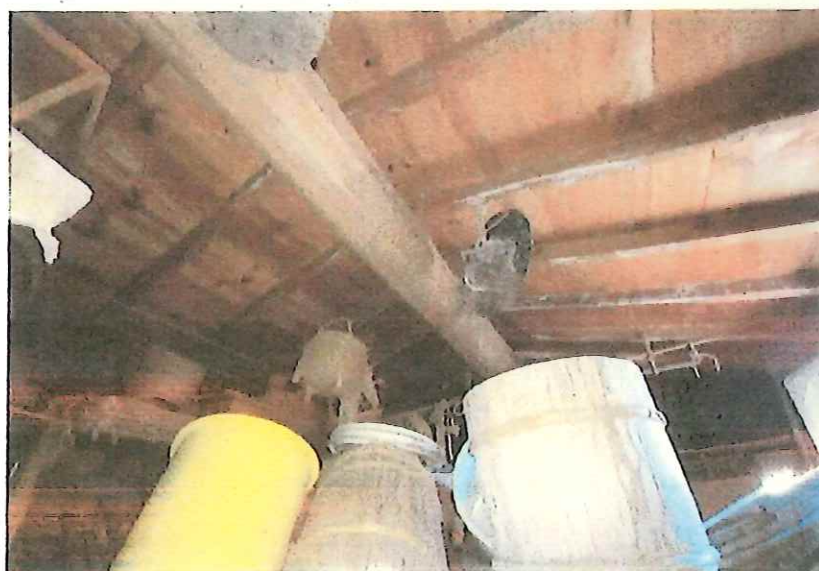
登録説明

名称	所在地	建設年代等	登録基準	特徴・評価	備考 (調査等)
旧道盛家住宅（千原屋）米蔵	兵庫県美方郡新温泉町諸寄字本町五八九	昭和前期	一 国土の歴史的景観に寄与しているもの	北側隣地境界に接して新蔵と塩噌蔵の間に建つ米蔵。土蔵造二階建、平入で切妻造棧瓦葺の置屋根とし、正面に西隣の塩噌蔵と一連で下屋を付す。外壁は漆喰塗で背面及び二階腰下は下見板張。一階に棚を造付け、小屋は登梁とする。敷地内の歴史的景観を構成する。	建築年は形式手法及び部材の経年感の比較による推定。



登録説明

名称	所在地	建設年代等	登録基準	特徴・評価	備考 (調査等)
旧道盛家住宅（千原屋）塩噌蔵	兵庫県美方郡新温泉町諸寄字本町五八九	昭和前期	一 国土の歴史的景観に寄与しているもの	米蔵の西隣に建つ塩噌蔵。土蔵造二階建、平入で切妻造桟瓦葺の置屋根とし、正面に米蔵と一連の下屋を付す。外壁は漆喰塗で、正面腰下は一階が擬石仕上、二階が簀子下見板張。背面は米蔵と一連の下見板張。敷地境に並ぶ土蔵群と共に、敷地の歴史的景観を形成。	建築年は形式手法及び部材の経年感の比較による推定。



登録説明

名称	所在地	建設年代等	登録基準	特徴・評価	備考 (調査等)
旧道盛家住宅（千原屋）庭門及び塀	兵庫県美方郡新温泉町諸寄字本町五八九	大正前期	一 国土の歴史的景観に寄与しているもの	敷地南面中央に位置する塀で、東端が矩折れとなり庭門を介して主屋に取付く。庭門は腕木門棧瓦葺で板唐戸を吊り、獅子や縁形彫刻で飾る。塀は木造棧瓦葺、擁壁上に切石を積み真壁造で漆喰塗、腰下は簞子下見板張。廻船業者の屋敷構えを整え歴史的景観を構成。	建築年は形式手法により、主屋と同時期と推定。



3. 「廻船問屋千原屋道盛邸」整備経過

1). 整備経過

【令和元年度～令和4年】

- ・令和元年 9月末 道盛氏より新温泉町に新温泉町諸寄665番地の寄付申出がある。
- ・令和元年10月 7日(月) 「廻船問屋千原屋道盛邸」を現地確認する。
- ・令和元年11月11日(月) 諸寄区から「諸寄駅整備要望書(道盛邸整備)」が提出される。
- ・令和元年11月22日(金) 町政策的事業の一つとして「道盛邸整備計画」を位置づける。
- ・令和元年11月24日(日) 諸寄区(諸寄活性化協議会事務局)と現地調査を行う。
- ・令和2年 3月31日(火) 諸寄区によって「諸寄活性化構想計画」が策定される。
- ・令和5年 3月10日(金) 諸寄区より「廻船問屋千原屋道盛邸」活用要望書が提出される。

【令和5年度】

- ・令和5年 7月18日(火) 「廻船問屋千原屋道盛邸」家屋調査を実施する。
- ・令和5年12月15日(月) 「新温泉町文化財保存活用地域計画」が文化庁の認定を受ける。
- ・令和6年 2月25日(日) 諸寄まちづくり講演会を開催する。(対象:諸寄区民)
- ・令和6年 3月31日(日) 「廻船問屋千原屋道盛邸」家屋調査委託事業の調査結果をまとめる。

【令和6年度】

- ・令和6年 4月26日(金) 民生教育常任委員会に「廻船問屋千原屋道盛邸」家屋調査概要を報告する。
- ・令和6年 6月26日(水) 国・登録文化財申請に伴う県教育委員会の現地調査が実施される。
- ・令和6年 9月13日(金) 道盛氏と寄付受入について協議する。
- ・令和6年10月20日(日) 第1回「諸寄まちづくり意見交換会」開催。(対象:諸寄活性化委員)
道盛邸整備後の指定管理受入について、諸寄区に打診する。
- ・令和7年 2月 9日(日) 第2回「諸寄まちづくり意見交換会」開催。(対象:諸寄区民)
- ・令和7年 3月 8日(土) 諸寄まちづくり講演会の開催。(対象:諸寄区民)
- ・令和7年 3月31日(月) 道盛邸指定管理受入について、諸寄区より難しい旨の回答がある。
- ・令和7年 3月～9月 道盛氏家財整理作業に立ち会う。

【令和7年度】

- ・令和7年 6月 2日(月) 道盛邸活用について専門職大学打合せ会議。(リモート)
- ・令和7年 6月16日(月) 道盛氏より文書で寄付の申出がある。
- ・令和7年 7月17日(木) 民生教育常任委員会に経過報告する。
- ・令和7年 9月10日(水) 民生教育常任委員会に整備検討委員会設置要綱(案)を説明する。
- ・令和7年10月 1日(水) 「廻船問屋千原屋道盛邸」整備検討委員会設置要綱を施行する。
- ・令和7年10月14日(火) 「廻船問屋千原屋道盛邸」の鍵の引き渡しを受ける。
- ・令和7年11月 2日(日) 第3回「諸寄まちづくり意見交換会」の開催。(※対象:諸寄区民)
- ・令和7年11月25日(火) 第1回「廻船問屋千原屋道盛邸」整備検討委員会の開催。
- ・令和7年12月15日(月) 道盛氏より「寄付申出書」を受理する。
- ・令和7年12月23日(火) 第2回「廻船問屋千原屋道盛邸」整備検討委員会の開催。
- ・令和8年 1月27日(火) 民生教育常任委員会に寄付受入経過を説明する。
- ・令和8年 1月27日(火) 国の登録有形文化財の登録申請書を提出する。
- ・令和8年 1月30日(金) 第3回「廻船問屋千原屋道盛邸」整備検討委員会の開催。
- ・令和8年 2月28日(土) 第4回「諸寄まちづくり意見交換会」開催。(対象:浜坂高校生他)
- ・令和8年 3月11日(水) 「廻船問屋千原屋道盛邸」整備検討委員会の「活用整備方針」を受理する。

- ・令和8年 3月 9日(月) 第4回「廻船問屋千原屋道盛邸」整備検討委員会の開催。
- ・令和8年 3月25日(水) 第5回「諸寄まちづくり意見交換会」開催。(対象:諸寄地区の女性)

【令和8年度】

- ・令和8年 4月 7日(火) 町議会議員による「廻船問屋千原屋道盛邸」内覧会を開催。
- ・令和8年 4月 7日(火) 内閣府「地域未来交付金(地域未来推進型)」に採択される。
- ・令和8年 4月13日(月) 整備基本計画等委託業務プロポーザルの公募開始。
- ・令和8年 4月24日(金) 整備基本計画等委託業務プロポーザル・現地説明会を開催。(5者が参加)
- ・令和8年 6月22日(月) 整備基本計画等委託業務プロポーザル・審査会の開催。(4者が参加)
- ・令和8年 6月24日(水) 審査結果公表(カイト・ノゾエ・エヌエム設計共同体に決定)
- ・令和8年 7月 3日(金) 町文化財保護審議会に経過報告。
- ・令和8年 7月 6日(月) 整備基本計画等委託業務委託契約の締結。
- ・令和8年 7月17日(金) 国・文化審議会において国・登録有形文化財を文部科学大臣に答申決定。
- ・令和8年 7月24日(金) 民生教育常任委員会に「整備基本計画等委託業務プロポーザル」の経過報告。
- ・令和8年 7月24日(金) 第6回「廻船問屋千原屋道盛邸」整備検討委員会の開催。
- ・令和8年 7月28日(火) 町教育委員会に「整備基本計画等委託業務プロポーザル」の経過報告。
- ・令和8年 7月31日(金)～8月2日(日) 整備基本計画等委託業務受託者の現地調査。
- ・令和8年 8月 6日(木)～7日(金) 事務局先進地視察・徳島県三好市・美馬市、兵庫県洲本市。
- ・令和8年 8月27日(木) 第7回「廻船問屋千原屋道盛邸」整備検討委員会の開催。
- ・令和8年 8月28日(金) 「整備基本計画」について町観光協会関係者へヒアリング

2) 整備検討委員会

<委員名簿>

番号	氏 名	所属団体等	選任基準	備 考
1	杉 山 至	芸術文化観光専門職大学准教授	1号	委員長
2	小 畑 克 典	芸術文化観光専門職大学准教授	1号	
3	平 田 博 幸	文化財保護審議委員会会長	1号	副委員長
4	西 谷 瑞 雄	文化財保護審議委員会委員	1号	
5	水 谷 和 尚	諸寄財産区管理協議会区長	2号	
6	松 山 壘	諸寄財産区管理協議会地域支援員	2号	
7	日 浦 一 浩	諸寄活性化委員会委員	2号	
8	谷 田 永 作	浜坂観光協会事務局長	2号	
9	中 村 幸 司	浜坂漁業協同組合諸寄支所長	2号	～令和8年3月31日
	山 西 長 豊	浜坂漁業協同組合諸寄支所長	2号	令和8年4月1日～
10	松 田 博 之	公募委員	3号	
11	宮 脇 幹	地域おこし協力隊員	4号	
12	福 原 公 一 郎	新温泉町社会教育委員会委員	4号	

<任 期> 令和7年10月27日から廻船問屋千原屋道盛邸の整備が完了する日まで

<委員会等の主な経過>

○第1回検討委員会 出席委員12名/12名中

- ・日 時 令和7年11月25日(火) pm1:30～
- ・場 所 浜坂多目的集会施設・1階・会議室
- ・内 容 委嘱状の交付
委員長・副委員長の選出
報告・協議事項
 - ・廻船問屋千原屋道盛邸整備活用事業の経過について
 - ・廻船問屋千原屋道盛邸の概要について
 - ・廻船問屋千原屋道盛邸整備活用の進め方について
 - ・先進地視察について

○第1回検討委員会事務局会議 出席委員 委員長・副委員長

- ・日 時 令和7年12月5日(金) pm4:00～
- ・場 所 浜坂多目的集会施設・1階・会議室 (リモート)
- ・内 容
 - ・当面(令和7年度～令和8年度)の委員会スケジュールについて
 - ・プロポーザル公募について
 - ・その他、関連事業

○第2回検討委員会 出席委員6名/12名中

- ・日 時 令和7年12月23日(火) pm1:00～
- ・視察場所 鳥取県智頭町
- ・内 容
 - ・智頭町のまちづくりと古民家活用について
 - ・視察施設 国の登録有形文化財「旧塩屋出店」「石谷家住宅」他

○検討委員アンケート調査の実施 回答委員 10名/12名中

- ・期 間 令和7年12月24日(水) ～ 令和8年1月19日(月)
- ・対 象 検討委員12名
- ・内 容
 - ・「廻船問屋千原屋道盛邸」活用コンセプトについて
 - ・「廻船問屋千原屋道盛邸」整備について
 - ・その他、自由意見

○第3回検討委員会 出席委員10名/12名中

- ・日 時 令和8年1月30日(金) pm1:00～
- ・場 所 諸寄基幹集落センター・集会室
- ・内 容
 - ・「廻船問屋千原屋道盛邸」整備活用意見集約結果について
 - ・今後のスケジュール等について
 - ・その他「諸寄まちづくり意見交換会」
地域お越し協力隊員・短期インター研修報告

○第2回検討委員会事務局会議 出席委員 委員長・副委員長・小畑委員

- ・日 時 令和8年2月28日(土) pm4:00～
- ・場 所 諸寄基幹集落センター・集会室
- ・内 容 第4回検討委員会について

○第4回検討委員会 出席委員10名/12名中

- ・日 時 令和8年3月9日(月) pm1:00～
- ・場 所 浜坂多目的集会施設・1階・和室会議室
- ・内 容
 - ・第3回整備検討委員会会議録について
 - ・「諸寄まちづくり意見交換会」

- ・「廻船問屋千原屋道盛邸」整備活用方針について
- ・「旧道盛家住宅(千原屋)」保存活用計画の策定について
- ・今後のスケジュール等について

○第5回検討委員会 出席委員11名/12名中

- ・日 時 令和8年6月2日(火) am9:30～
- ・場 所 浜坂多目的集会施設・1階・会議室
- ・内 容
 - ・施設運営管理について
 - ・今後のスケジュール等について

○第6回検討委員会 出席委員11名/12名中

- ・日 時 令和8年7月24日(金) pm1:30～
- ・場 所 浜坂多目的集会施設・1階・会議室
- ・内 容
 - ・第5回整備検討委員会会議録について
 - ・国・登録文化財「旧道盛家住宅(千原屋)」の審議結果について
 - ・公募型プロポーザルの経過について
 - ・企画提案内容について
 - ・今後のスケジュール等について

○事務局先進地視察

- ・日 時 令和8年8月6日(木)～8月7日(金)
- ・場 所 「徳島県三好市」【地域交流拠点施設『真鍋屋(MINDE)』】
「徳島県美馬市」【脇町うだつ未来館】
「兵庫県洲本市」【高田屋嘉兵衛頭彰館・歴史文化資料館】
- ・参 加 者 生涯教育課職員(森田教育長・中尾課長・桶本文化財室長・川夏文化財調査員)
企画課職員(西脇課長) 商工観光課職員(亀谷係長)

○第7回検討委員会 出席委員11名/12名中

- ・日 時 令和8年8月27日(木) pm1:30～
- ・場 所 浜坂多目的集会施設・1階・和室会議室
- ・内 容
 - ・第6回整備検討委員会会議録について
 - ・先進地視察「徳島県三好市」【地域交流拠点施設『真鍋屋(MINDE)』】について
 - ・企画提案内容について ※7/24第6回検討委員会以降の変更点について
 - ・今後のスケジュール等について

4. 廻船問屋「千原屋道盛邸」整備活用方針

1) 活用方針

(1) 目的

廻船問屋千原屋道盛邸の文化財的価値を保存(資料館施設)しつつ観光拠点施設として、また地域住民や来訪者等の学習・憩いの拠点施設とするとともに、地域活性化に向けた新たな文化創造の拠点施設とするなど、多目的機能を有する施設として活用する。

また、廻船問屋千原屋道盛邸を活用することにより、日本遺産「北前船寄港地・船主集落」としての歴史的価値を後世に継承するとともに、地域に根付く「循環(自然・経済・人)」の精神を現代に再評価し、地域住民の誇りの醸成及び来訪者が心身を整える(リトリート)拠点とする。あわせて、地域資源を活用した交流人口の拡大を図り、地域の活性化に寄与する。

ただし、廻船問屋千原屋道盛邸の活用については、国登録有形文化財(申請中、審査結果は令和8年7月頃確定予定)に登録されることを前提に以下のとおり基本方針を定める。

(2) 基本方針

廻船問屋千原屋道盛邸は、以下の6つの視点で活用を図る。

1) 北前船寄港地の佇まいを醸し出す施設 ～「観る」～

諸寄地区内には、北前船寄港地に関する構成文化財が多数残されている。そのため日本遺産「北前船寄港地・船主集落」の拠点施設として整備し、来訪者が廻船問屋屋敷や廻船問屋千原屋道盛邸の歴史(廻船業・砥石業・製針業等)を通じて、諸寄地区の歴史文化を視覚で体感する施設とする。

<コンセプト>

- ・文化財的価値を持つ建物や資料を「観る」と同時に、諸寄を訪れる際に目にするはずの風景・まち並みを観る。
- ・北前船寄港地の歴史的背景を伝える建物や資料を展示・公開し、当時の生活様式や建築意匠に触れることにより、そこにある「静寂」や「時間の流れ」そのものを味わう空間とする。

<キーワード>

「時を観る」

2) まちづくりの拠点となる施設 ～「ふれあう」～

諸寄地区の先人たちが伝えてきた歴史文化を地域住民が地域の誇りとして、自らが来訪者に伝えることで諸寄地区のまちづくりに繋げることができる。そのため、地域住民と来訪者との深い交流や繋がりが生まれる施設とする。

<コンセプト>

- ・地域町民と来訪者が交流し、地域の賑わいと共に新たなコミュニティや物語が生まれる「縁(えにし)」の拠点とする。
- ・地域住民の対話の場(サロン)としての機能を設ける。

<キーワード>

「和(ハーモニー)」「縁(えにし)」「迎える」「集う」「楽しむ」

3) 歴史的遺産を伝承する施設 ～「学ぶ」～

諸寄地区内には、北前船関係をはじめ数多くの歴史文化が残されており、その歴史文化を後世に継承するとともに、来訪者が諸寄地区について深く学ぶ施設とする。

<コンセプト>

- ・自然と共に生きた先人の知恵や、諸寄独自の風土・精神性を学び、次世代の生き方のヒントを得る「探究」の場とする。
- ・日本遺産「北前船寄港地・船主集落」としての歴史的価値を継承する。
- ・諸寄地区の歴史文化を物語(ストーリー)として、映像や光によって伝える。

<キーワード>

「循環」「探究」「大人の臨海学校」

4) 芸術文化を発信する施設 ～「創る」

廻船問屋千原屋道盛邸を拠点に新温泉町における芸術文化と観光による新しい価値を創出し、発信する施設とする。

〈コンセプト〉

- ・地域の伝統文化の継承と若者の感性の融合による新たな地域文化を創造する。

〈キーワード〉

「未来を描く」「紡ぐ」「ナラティブ（物語）」「共創」

5) 歴史文化を体感する施設 ～「体験する」～

諸寄地区には、先人たちによって培われてきた数多くの歴史文化が今日まで伝承されている。その諸寄地区の歴史文化を来訪者が体験（体感）する施設とする。

〈コンセプト〉

- ・単に観るだけでなく、諸寄にある「静寂」や「時間の流れ」を提供する。

6) 諸寄地区で休憩する施設 ～「安らぐ」～

諸寄地区内には、先人たちによって培われてきた歴史文化、特に日本遺産「北前船寄港地・船主集落」の構成文化財が点在しており、それらを来訪者が訪ねる途中に休憩（食事）、また宿泊等をする施設とする。

〈コンセプト〉

- ・町民や来訪者が心身を整える「リトリート」拠点として活用する。
- ・町民や来訪者が憩いの場として安らぐカフェ機能を整備する。
- ・諸寄地区内での来訪者の滞在時間を長くする宿泊機能を設ける。

〈キーワード〉

「過度な整備はしない」「余白」のある空間。

2) 整備方針

(1) 基本方針

1) 目的

廻船問屋千原屋道盛邸の建造物は、日本遺産「北前船寄港地・船主集落」の構成文化財として、また国の登録文化財の登録に向けて適切な整備を行う。また、当該敷地内の建造物と周辺の歴史的景観等を含めた区域の整備を図る。

2) 文化財的価値

廻船問屋千原屋道盛邸は、主屋や土蔵群を中心に庭門及び土塀などで囲まれ、主屋南側及び敷地中央に中庭があるなど、当地方の明治期から大正期の廻船問屋や庄屋屋敷の建築様式を現在に伝えている。また、道を挟んだ南側の児童公園内には、旧西浜村役場の土蔵も残っている。

3) 全体整備方針

廻船問屋千原屋道盛邸の文化財的価値を保存するとともにその価値を活用するため、以下の整備方針を定める。

- ① 廻船問屋千原屋道盛邸の文化財的価値を保存するための整備を行う。
- ② 廻船問屋千原屋道盛邸の文化財的価値を保全するための整備を行う。
- ③ 廻船問屋千原屋道盛邸の文化財的価値を活用するための整備を行う。

4) 区域設定

廻船問屋千原屋道盛邸を整備するにあたり、以下の3つの整備区域を設定する。

- ① 保存区域：廻船問屋千原屋道盛邸の文化財的価値を保存する区域とする。
- ② 保全区域：廻船問屋千原屋道盛邸の文化財的価値を保全する区域とする。
- ③ 活用区域：廻船問屋千原屋道盛邸の文化財的価値を活用する区域とする。

(2) 区域別整備方針

前記で設定した3つの区域について、以下の個別整備方針を定める。

- ① 保存区域：原則、建造物の増改築はしない。但し、建築当時の様式を復元することは除く。
施設の維持管理、防災・防犯・耐震補強等の必要な設備については、増改築を行う。主屋及び土塀の整備については、基本設計時に保存活用整備方針(「旧道盛家住宅」保存活用計画)を定める。
- ② 保全区域：保存区域の建造物と調和した一体的な景観の保全、また復元を行う。
区域内の建造物の内部は活用目的によって、増改築を行う。
庭園はその特徴を活かすとともに、活用を考慮した整備を行う。
蔵の整備については、基本設計時に保存活用整備方針(「旧道盛家住宅」保存活用計画)を定める。
- ③ 活用区域：敷地内の景観に配慮し、その活用目的によって建造物全体の増改築を行う。

(3) 整備留意事項

廻船問屋千原屋道盛邸の整備については、以下の点に留意して行う。

- ① 国の登録有形文化財(建造物)、あるいはこれに準ずる文化財の整備・活用・管理に精通し、過去に類似業務の実績を有すると認められる者が関わること。
- ② ヘリテージマネージャーとして各都道府県建築士会に登録された建築士が関われること。
- ③ 文化庁の「登録有形文化財(建造物)修理に係る設計監理技術指導者の認証基準」を満たすことのできる技術者が関われること。

